

# 低圧発電側の各種申込みについて

平成28年4月

東京電力パワーグリッド株式会社  
ネットワークサービスセンター

# (1) 託送供給等申込の概要

# 低圧発電側にかかわる託送供給等申込について

低圧発電側にかかわる託送供給等申込は、それぞれ以下の通り申込みください。

申込種別	申込内容	申込方法
新設	電気の受電にあたって新たに当社供給設備を施設する場合	当社所定様式にご記入の上、申込に必要な添付資料と併せて電子メールにて送付後、郵送にてお申込みください。 (必要に応じて資料を添付いただきます。)
契約変更	契約受電電力を変更(増減)する場合および変更にともない当社供給設備の工事が必要となる場合(発電設備の工事有り)	
設備変更	契約受電電力の変更を伴わない発電設備の変更や当社供給設備の工事が必要となる場合(発電設備の工事有り)	
スイッチング	受電する小売電気事業者様に変更になる場合	
受電再点	現在廃止中の発電場所について、電気の系統連系を開始する場合	
受電廃止	現在使用中の発電場所について、系統連系を停止する場合(原則、供給設備は残置します)	
撤去	建物の解体等にともない、当社供給設備の取外しが必要な場合	
発電者情報変更	受電中の発電場所にかかわる発電者様の情報を変更する場合	

# 託送供給等申込の流れについて(低圧発電側)

発電者さま(電気工事店さま)からの申し出にもとづき、小売電気事業者さまより託送供給申込みをご提出ください。



託送申込に必要な情報を聴取ください。

## 【新設・設備変更】(新增設申込)

当社所定様式にご記入いただき必要資料を添付の上、メール送付後に郵送にてお申込みください。

## 【スイッチング・再点・廃止(撤去)・発電者情報変更】

スイッチング支援システムよりお申込みください。

※低圧FIT電源のみ

## (2) スイッチング支援システムを用いた申込みについて

# スイッチング支援システムの主な機能(1)

スイッチング支援システムの主な機能と申込が可能な業務は以下のとおりです。

		対象範囲	
		需要	電源
託送契約 手続	<b>託送契約異動申込</b> 託送契約の開始（再点），廃止等の一般送配電事業者への申込処理	低圧 (500kW未満) 高圧	低圧FIT (FIT限定)
	<b>スイッチング廃止取次</b> スwitching申込を受けた際に，現(旧)小売電気事業者側の使用廃止を取次		
共通情報 検索	<b>電力使用量情報取得</b> 需要家の電力使用量の取得（現契約分のみ。最大過去13か月分）	高圧・特高	
	<b>設備情報取得</b> 現在の契約電力，メーター種別等の情報を取得		住所情報のみ照会可 (低圧FIT)

# スイッチング支援システムの主な機能(2)

スイッチング支援システムの主な機能と申込が可能な業務は以下のとおりです。

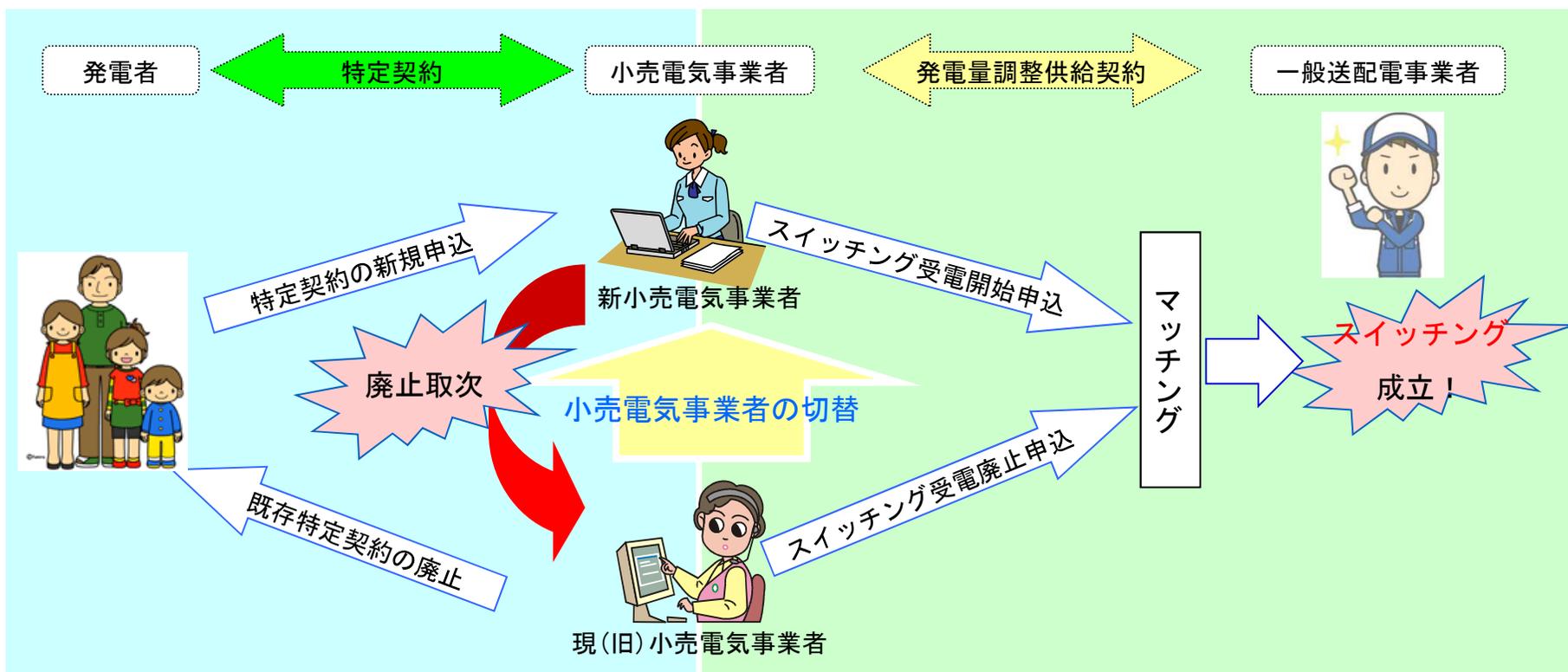
カテゴリ	業務	機能名	低圧	高圧 500kW 未満	低圧 FIT	概要	
共通情報検索	設備情報取得	設備情報照会	●	—	●	需要者および発電者の設備情報を照会ができます。	
	使用量情報取得	使用量情報照会PW申請	●	● (高圧・特高含)	—	一般送配電事業者が保有する需要者の30分電力使用量情報を照会するためのパスワード発行の申請ができます。	
		使用量情報照会	●	● (高圧・特高含)	—	一般送配電事業者が保有する需要者の30分電力使用量情報の照会ができます。	
託送異動	再点	再点	●	—	●	需要者または発電者のご入居等による新規契約にともない、止めてあった電気を再び使えるようにすることをいいます。	
	廃止	廃止	●	●	●	需要者または発電者の転居等に伴い、電気の使用を廃止することを『廃止』といいます。『廃止』には、アパート等で再び電気を使用されるケースに備えて、供給設備を残した状態にする場合と家屋の取壊し等に合わせて供給設備を撤去する場合の2パターンがあります。	
	スイッチング (新小売電気事業者向け)	廃止取次 (一覧/登録/修正/ 削除/結果照会)	●	●	●	●	需要者または発電者からのスイッチング廃止依頼を、現契約中の小売電気事業者に取次ぐ場合に使用します。
		スイッチング 開始申請	●	●	●	●	需要者または発電者からのスイッチング申出に伴う開始側の申込に使用します。
	スイッチング (現(旧)小売 電気事業者向け)	廃止取次受領 (一覧/登録/修正/ 削除/結果照会)	●	●	●	●	新小売電気事業者からのスイッチング廃止取次依頼の確認と承認を行う場合に使用します。
		スイッチング 廃止申請	●	●	●	●	需要者または発電者からのスイッチング申出に伴う廃止側の申込に使用します。
アンペア変更	アンペア変更	●	—	—	—	契約電流以上の電流が流れないように制限するために設置している「アンペアブレーカー(電流制限器)」の容量を変更する手続きのことをいいます。	

# スイッチング申込について(1)

スイッチング申込のイメージは以下の通りです。

発電者が同一地点において電気の発電を継続する状態で、電力を売る小売電気事業者を切り替えることをスイッチングといいます。  
新たに対取を開始する新小売電気事業者と既存の契約を廃止する現(旧)小売電気事業者双方が契約手続きを円滑に実施することが求められ、双方の託送契約上の「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」が揃う(以下、マッチングといいます。)と、スイッチング成立となります。

<参考：スイッチングのイメージ>



なお、発電者のスイッチングに係る諸手続きの負担軽減のため、新小売電気事業者が発電者に代わって現(旧)小売電気事業者へスイッチング支援システムを通じて廃止取次の申出ができます。

# スイッチング申込について(2)

標準処理期間については以下の通りです。

## (1) マッチングについて

新小売電気事業者さまからのスイッチング受電開始申込と現(旧)小売電気事業者さまからのスイッチング受電廃止申込を突合せする処理を「マッチング」といいます。マッチングができた日を起算日として当社はスイッチングに必要な工程を進めます。

スイッチング受電開始日とスイッチング受電廃止日が相違する場合、スイッチング受電開始日を原則、優先します。

## (2) スwitchingに要する標準的な日数について

スイッチングに要する標準処理期間については、スマートメーターへの計器取替や当社の手続きに関する期間を考慮して以下のとおり定められています。

取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間
取替工事が必要	マッチング日+8営業日+2暦日	原則、標準処理期間満了日以降の、次回or次々回検針日を選択します。
取替工事が不要	マッチング日+1営業日+2暦日	標準処理期間満了日以降の検針日を選択します。

## (3) マッチング不成立について

「スイッチング受電開始申込」と「スイッチング受電廃止申込」双方の申込が、当社になされ「マッチング」することで「スイッチング」に係る手続きが行なわれます。したがって、スイッチング希望日より起算した標準処理期間を確保した日(以下「マッチング期限日」といいます。)までに「スイッチング受電開始申込」もしくは「スイッチング受電廃止申込」がなされなかった場合は、マッチング不成立となります。

その場合は、先だって申込されていた「スイッチング受電開始申込」もしくは「スイッチング受電廃止申込」の申込自体を取消しを行ない、その旨を小売電気事業者さまへお知らせします。

※なお、当社では、人手によるマッチング処理を行なうため、マッチング期限日は標準処理期間を確保した直前の営業日となります。

スイッチング申込にあたっては、必ず以下の内容を確認してください。

- 受電地点の確認について

- スwitching支援システムの設備情報照会機能より、受電地点特定番号をご確認ください。  
設備情報照会でも不明の場合は、コンタクトセンター(03-6375-9010)へお問い合わせください。

- 定例検針日でのスイッチングのお願い

- 電力小売電面自由化に伴い、多くのスイッチング申込みをいただいております。つきましては、円滑なスイッチングの実施に向け、これまでもご協力いただいておりますように、**定例検針日でのスイッチング申込みをよろしくお願い申し上げます。**
- スwitching希望日は標準処理期間以降の最初の定例検針日を原則としてお願い申し上げます。なお、「次回検針日」が標準処理期間内にある場合は、「次々回検針日」をスイッチング希望日として入力してください。次回検針日、次々回検針日については、設備情報照会機能または当社ホームページにてご確認ください。

スイッチング申込にあたっては、必ず以下の内容をご確認ください。

## ● スマートメータへの取替工事要否の確認について

- 受電地点と同一住所の供給地点の設備情報照会において、計器情報が「30分値収集不可」となっている場合、スマートメータへの取替工事が必要となります。
- 取替工事が必要となる場合には、標準処理期間が「マッチング日+8営業日+2暦日」となりますので、スイッチング受電開始日の設定にはご注意願います。

## ● 受電地点特定番号の一部変更について

- 受電地点特定番号は、既に通知させて頂いておりますが、スイッチング支援システム取扱マニュアル※に記載のとおり、変更となる場合があります。

(※参照先:スイッチング支援システム取扱マニュアル <<受電地点設備情報照会>> 4 留意事項 (1)受電地点特定番号の変更について)

- この番号が変更となるのは、発電量調整供給開始希望日以降となります。変更処理が終了次第、速やかに連絡させていただきます。

なお、当該地点において発電者情報変更等で申込みを予定されている場合には、別途ご連絡をお願いいたします。

低圧発電側の廃止・撤去申込では、以下の点に注意の上、お申込みをお願いいたします。

## ● 同一需要場所の需要側の契約を廃止・撤去する場合

- 同一受電地点には、必ず小売(需要側)契約が存在します。また、温水器等のその他契約も存在する場合がありますので、併せて廃止が必要かご確認ください。
- 同一受電地点の小売(需要側)契約を廃止・撤去する場合、小売(需要側)契約のみを廃止することはできません。小売(需要側)契約の廃止・撤去にあわせて発電側の廃止・撤去をお申込みください。
- 発電者さまが退去される際に、電気設備の保安の観点から、必ずブレーカーを「切」にさせていただき、必ず依頼してください。

低圧発電側の廃止・撤去申込では、以下の点に注意の上、お申込みをお願いいたします。

### ● 発電設備撤去有無の確認について

以下のケースに該当する場合、発電設備撤去有無を「有り」にしていただく必要があります。発電設備撤去が伴わない場合であっても「有り」にしていただくケースがあります。

- ・発電設備の撤去に伴い、供給設備の撤去が必要となる場合
- ・発電設備の撤去はないが、屋内の電気設備をすべて撤去した等の理由により、供給設備を施設しておく必要がない場合

※発電設備の撤去有無は、供給設備の撤去が必要か否かの判断に用います。

### ● 撤去工事にかかる日数の確保

廃止申込の「発電設備撤去」項目で「有り」を選択した場合、当社は原則として当社供給設備を撤去いたします。建物解体日の直前に申込をいただいた場合、解体予定日までに撤去工事ができない可能性があります。建物解体が発生する場合は、できる限りお早めの申込をお願いいたします。



当社ネットワークサービスセンター受付時間外にスイッチング支援システムより当社への再点・廃止・申込を登録した場合、「受付時間を過ぎているため、電話連絡願います」とメッセージが全数表示されますが、実際に連絡が必要なケースは以下の通りです。

### 【「再点」で連絡が必要なケース】

現在切断中の需要場所で、翌営業日までに緊急接続作業が必要な場合

→「託送供給にて再点するため、緊急接続作業してほしい」とお申し付けください。

あわせて、接続作業の希望日時、現地住所、需要者様名、需要者電話番号、小売電気事業者担当者氏名、小売電気事業者電話番号をお伝えください。

### 【「廃止・撤去」で連絡が必要なケース】

解体工事中等の理由で、緊急の撤去作業が必要な場合

上記は、スイッチング支援システムでの申込み後、「緊急受付センター」にご連絡ください。  
上記以外のケースについては、原則としてご連絡不要です。

当社ネットワークサービスセンター受付時間外にスイッチング支援システムより当社への申込を登録した場合、以下の内容に注意してください。

### 【廃止・撤去】

切断作業・撤去作業は翌営業日以降に行いますので電話連絡は不要です。アンペアブレーカー・主開閉器等を「切」にしておくよう注意喚起をお願いいたします。

(緊急の撤去作業が必要な場合を除く。)

## (3) 低圧発電側のお申込みについて

# 新設・設備変更の申込みについて(低圧発電側)

スイッチング支援システムを介さない申込みは、以下の通り小売電気事業者様より申込みいただきます。



託送申込に必要な情報を聴取ください。

当社所定様式にご記入いただき必要資料を添付の上、メール送付後に郵送にて申込みください。

※ 申込内容に不備がある場合は、原則としてメール等にて、理由を明記した上で返却いたします。内容をご確認の上、再申込をお願いいたします。

スイッチング支援システムを介さない申込みにおける、連系までの標準的な流れは以下の通りです。

## 設計事前協議 (必要に応じて)

必要に応じて、発電場所の受持支社と設計事前協議を行います。  
事前協議は、電気工事店様さま発電者さまが行うことも可能です。

## 発電量調整供給契約申込 (接続供給契約申込)

小売電気事業者さまより、当社所定様式にご記入の上、申込みください。  
(お早目の申込みをお願い申し上げます。)  
なお、発電設備の契約にあたり需要側の契約が必要となります。

## 技術協議・連系検討

お客さまが設置される発電設備を系統連系するにあたり、他のお客さまや系統への影響がないか、技術的な検討を行います。

## 設計・用地交渉

当社設備の工事内容を設計します。工事規模が小さく簡易な設計で済むものを除き、通常は1週間～2ヶ月程度の日数をいただいております。  
当社設備の工事に際して用地交渉が必要な場合は、設計完了後に実施いたします。  
用地交渉には、数週間～半年程度の日数をいただいております。

## 工事費負担金のお支払 (有償工事の場合)

工事費負担金が発生する場合は、原則として設計完了後に金額を採算し、小売電気事業者さまへご請求いたします。  
工事日程は入金後に調整いたしますので、お早目のご入金をお願いします。  
すみやかな入金確認のため、入金されましたらネットワークサービスセンターへメール等にてご連絡ください。

スイッチング支援システムを介さない申込みにおける、連系までの標準的な流れは以下の通りです。



## 工事日程調整

電気工事店さま・発電者さま等と当社支社にて、工事・連系日の日程を調整します。  
工事手配から工事まで、工事規模に応じて1週間～数ヶ月程度の日数をいただいております。



## 工事

工事にお伺いします。



## 発電開始

「新設」「増設」については、電気工事店さま・発電者さまと日程調整により確定した日を連系開始日または契約容量の変更日といたします。



## 工事費負担金の清算 (有償工事の場合)

設計内容と実際の工事内容に変更が生じ、お支払いいただいた工事費負担金に過不足が発生した場合は、清算を行います。

平成28年4月1日

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

## 発電量調整供給兼基本契約申込書

発電量調整供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。  
 なお、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 発電契約者等

発電契約者名	名称	USC電力株式会社	印
	役職	電力販売部長	
	氏名	電力 太郎	
	住所	〒135-0016 東京都江東区東陽9-9-9	
連絡者名 <small>(事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください)</small>	所屬	電力販売部長	
	氏名	電気 売男	
	住所	〒135-0016 東京都江東区東陽9-9-9	
	電話・FAX	03-1234-5678	
E-mail		kouridenki@kouridenki.com	

2. 申込内容

発電量調整供給の開始希望日	別紙のとおり	
受電側接続検討と同時の申込希望	(選択して下さい)	
受電地点ごとの事項		
申込内容	申込件数	
地点の追加	1 件	
契約受電電力の変更	件	
地点の削除	契約廃止	件
	設備撤去	件
契約受電電力の変更を伴わない設備変更	件	
その他の変更 ( )	件	
特記事項		

本申込書を受領する一般送配電事業者は、発電量調整供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

迅速な申込受付のため、記入・捺印した申込書・資料一式をメールいただいた上で、後日原本(申込書鑑のみで可)を郵送いただきますようお願い申し上げます。

# 申込書(記入イメージ) 2/2

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

発電量調整供給に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認の上、以下のとおり申込みます。

小売電気事業者情報												
	会社名	所属・役職	申込者名	担当者名	電話番号	E-mail	電気工事店連絡先					
							電気工事店番号1	電気工事店番号2	会社名	担当者名	電話番号	E-mail
例	USC電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 売男	03-1234-5678	kouridenki@kouridenki.com	001	9999	USC電工株式会社	電化 良男	03-3456-7891	USC@uscdenki.com
1	USC電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 売男	03-1234-5678	kouridenki@kouridenki.com	001	9999	USC電工株式会社	電化 良男	03-3456-7891	USC@uscdenki.com
2	USC電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 売男	03-1234-5679	kouridenki@kouridenki.com	002	9999	東尾久電気有限会社	電柱 登男	048-123-4567	higa@siogu.com

接続供給開始 希望日	申込種別	受電地点特定番号	発電者情報																		
			発電者名				発電場所						発電者電話番号		発電者窓口・連絡先						
			氏名1(ｶﾀ)	氏名1(漢字)	氏名2(ｶﾀ)	氏名2(漢字)	郵便番号	都道府県~丁目	街区番地	号	建物名 (ｶﾀ)	建物名 (漢字)	株番号	部屋番号	電話番号1	電話番号2	所属	担当者名	連絡先		
2016/4/25	契約変更	0300121000123456789012	ｼﾞｬﾝ ｲｲﾀ	託送 A太			123-4567	東京都目黒区電力町3丁目	19	1					その他	03-9876-5432		USC電工株式会社	電化 良男	03-9876-5432	
2016/4/25	契約変更	0300121000123456789012	ｼﾞｬﾝ ｲｲﾀ	託送 A太			123-4567	東京都目黒区電力町3丁目	19	1					その他	03-9876-5432		USC電工株式会社	電化 良男	03-9876-5432	
2016/5/17	新設		ｼﾞｬﾝ ｼﾞｰﾀ	託送 B太			321-4567	栃木県宇都宮市電池町2丁目	3	5					自宅	028-123-456	携帯	090-9859-4569	東尾久電気有限会社	電柱 登男	028-123-456

申込情報									
供給側情報			契約受電電力(kW)		接続受電電力 (最大値) (kW)	受電電気方式	連系条件	発電BG	
供給地点特定番号	契約容量	契約容量単位	従来	今回				逆潮流	名称
0300111000123456789012	10	kVA	2	5	5	単相3線 100V/200V	余剰		
0300111000123456789012	10	kVA	2	5	5	単相3線 100V/200V	余剰		
		kW	0	30	30	単相3線 100V/200V	全量		

システムの関係により、レイアウト等は変更しないようお願いいたします。

発電設備等①																							
種類	メーカー	型式	容量 (kW)	設備認定ID	認定日	モジュール①			モジュール②			インバータ・系統連系保護装置								その他			
						出力 (W)	直列	並列	出力 (W)	直列	並列	認証区分	認証番号	自立運転	系統連系保護装置	メーカー	型式	電気方式	定格出力		出力単位	台数	夜間運転時の消費電力(W)
太陽光	TAIYO	TAIYO22	5	SE01234C01	2015/11/4	200	5	5	200	5	5	認証品	P-0128	有	内蔵	TAIYO	TAIYO22	単相3線 100V/200V	5	kW	1	>1W	蓄電池
太陽光	TAIYO	TAIYO22	5	SE01234C01	2015/11/4	200	5	5	200	5	5	認証品	P-0128	有	内蔵	TAIYO	TAIYO22	単相3線 100V/200V	5	kW	1	>1W	蓄電池
太陽光	SOLAR	SOLARI3	30	AE01234C02	2105/11/5	250	10	12	250	10	12	認証品	P-0129	無	内蔵	SOLAR	SOLARI3	単相3線 100V/200V	5	kW	6	>0.5W	なし

添付資料ファイル名						託送供給等約款における発電者に関する事項について、遵守を発電者にお願いいたしますか	備考・連絡事項
1	2	3	4	5	6		
例 託送 A太 技術協議票.pdf	1.託送 A太 低圧電線路への系統連系協議依頼票.pdf	例 託送 A太 発電機種の認定範囲および受電方式一覧表.pdf	例 託送 A太 発電機種の認定範囲および受電方式一覧表.pdf	例 託送 A太 発電機種の認定範囲および受電方式一覧表.pdf	例 託送 A太 認定証明書(写).pdf	例 託送 A太 認定通知書(写).pdf	はい
1.託送 A太 技術協議票.pdf	1.託送 A太 低圧電線路への系統連系協議依頼票.pdf	1.託送 A太 発電機種の認定範囲および受電方式一覧表.pdf	1.託送 A太 発電機種の認定範囲および受電方式一覧表.pdf	1.託送 A太 発電機種の認定範囲および受電方式一覧表.pdf	1.託送 A太 認定証明書(写).pdf	1.託送 A太 認定通知書(写).pdf	はい
2.託送 B太 技術協議票.pdf	2.託送 B太 低圧電線路への系統連系協議依頼票.pdf	2.託送 B太 発電機種の認定範囲および受電方式一覧表.pdf	2.託送 B太 発電機種の認定範囲および受電方式一覧表.pdf	2.託送 B太 発電機種の認定範囲および受電方式一覧表.pdf	2.託送 B太 認定証明書(写).pdf	2.託送 B太 認定通知書(写).pdf	はい

## 新增設の申込みの注意事項について(1)

22

新增設の申込みにあたっては、必ず以下の内容をご注意ください。

### 【スイッチング支援システム対象外の申込みについて】

スイッチング支援システムにて受付対象外である申込みについては、新增設(設備変更)として申込みください。

### 【ご希望日までに系統へ連系させるために】

申込みの内容により、設計・用地交渉が必要になるものや手配から工事までに時間を要する場合がございます。余裕を持ってお早めの申込みをお願いいたします。

新增設の申込みにあたっては、必ず以下の内容をご注意ください。

### 【申込書の提出について】

低圧発電側の新增設の申込みにあたっては、「発電量調整供給契約申込書」の表紙および連記式の書類に必要事項をご記入の上、電子メールにて申込みください。

「発電量調整供給契約申込書」については、郵送でも送付いただきますようよろしくお願いいたします。

必要事項に記入のない場合には、原則としてお申込みを受け付けることができませんのでご了承ください。

### 【申込に必要な資料について】

低圧発電側の新增設の申込みにあたっては、申込みに必要な資料の提出をお願いいたします。申込みに必要な資料は下記のとおりとなります。

これらの資料を「発電量調整供給契約申込書」と併せて電子メールにて申込みをお願いいたします。「低圧配電線への連系協議依頼票」については、郵送でも送付いただきますようよろしくお願いいたします。

申込みに必要な資料がない場合には、原則として申込みを受け付けることができませんのでご了承ください。

- (Ⅰ) 技術協議票
- (Ⅱ) 低圧配電線への連系協議依頼票
- (Ⅲ) 保護機能の整定範囲および整定値一覧表
- (Ⅳ) 単線結線図(漏電遮断器の仕様を記載したもの)
- (Ⅴ) 小型分散型発電システム用系統連系装置認証証明書(※認証登録品の場合)
- (Ⅵ) 認定通知書

新增設の申込みにあたっては、以下の内容にご注意ください。

### 【逆潮流が発生しない系統連系について】

逆潮流が発生しない発電設備(太陽光、蓄電池、燃料電池等)を当社の低圧配電線へ系統連系を希望される場合、発電量調整供給契約は不要です。お申込みは、発電側ではなく、供給側の接続供給契約(設備変更)としてお申込みください。

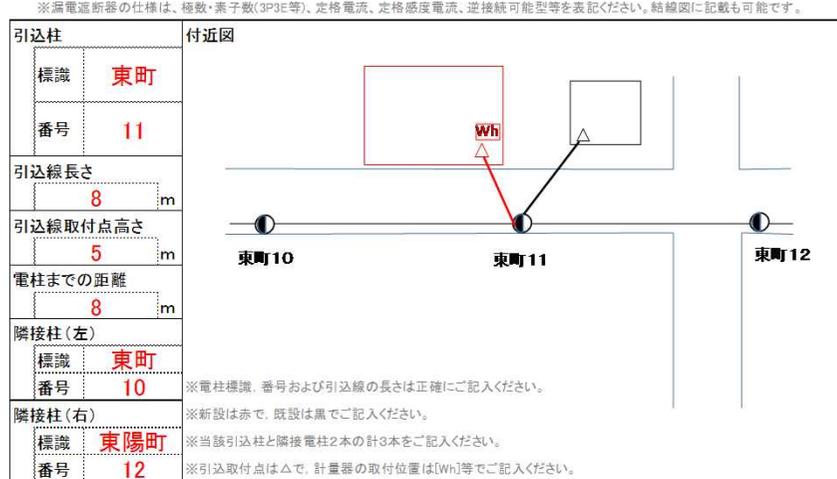
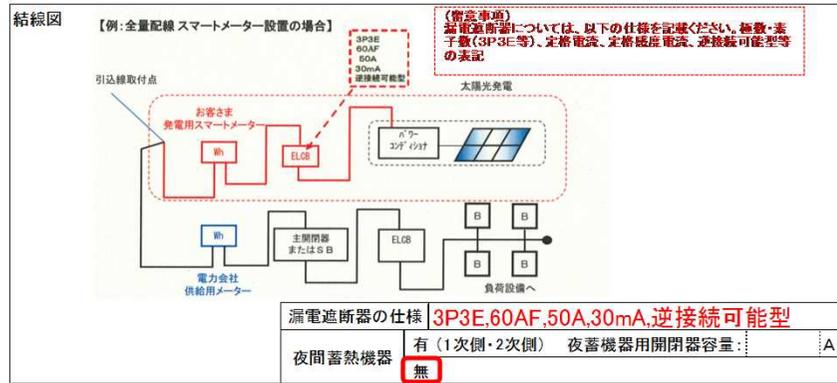
提出が必要な書類は以下のとおりとなります。

- (Ⅰ) 接続供給申込書(鑑および連記式)
- (Ⅱ) 技術協議票
- (Ⅲ) 低圧配電線への連系協議依頼票
- (Ⅳ) 保護機能の整定範囲および整定値一覧表
- (Ⅴ) 単線結線図(漏電遮断器の仕様を記載したもの)
- (Ⅵ) 小型分散型発電システム用系統連系装置認証証明書(※認証登録品の場合)  
※認証登録品以外の場合は追加資料が必要となります。
- (Ⅶ) 認定通知書(※認定品の場合)

# 提出資料(記入イメージ) 1/5 技術協議票

25

需要者名 発電者名	<b>電力 網太</b>	需要場所 発電場所	東京 <b>都</b> 千代田 <b>市</b> 区 9丁目9-9	電圧 低圧 形態 <b>電灯・動力</b>	店所番号
				需・発 <b>供給側 発電側</b>	託送申込受付番号
				申込種別 <b>新設・増設・減設・設備変更</b>	申込番号(設計番号)



引込工事	<b>ありなし・接続のみ</b>	引込方法	<b>柱柱DV 吊架SV+DV分岐・SV引下 吊架SV・吊架SV分岐・不明</b>
引込柱変更	<b>ある ない</b>	引込線取付点の変更	<b>ある ない</b>
引込口配線の張替	<b>ある ない</b>	計器取付位置の変更	<b>ある ない</b>
SB取付位置の変更	<b>ある ない</b>	その他改修工事	<b>なし</b>

関連地点	供給(受電)地点特定番号	<b>0300112099911111111111</b>	計器番号	<b>999</b>
------	--------------	-------------------------------	------	------------

※同一地点に他の電灯・動力・発電設備がある場合、供給(受電)地点特定番号または計器番号をご記入ください。

落成連絡	<b>落成希望</b>	再連絡(落成まち)		同時申込	電灯	<b>あり ない</b>
内線落成日	<b>6月 10日</b>			の有無	動力	<b>あり ない</b>
送電希望日	<b>6月 15日</b>			発電量調整供給契約		<b>あり ない</b>

設計事前協議の有無 **あり ない** (事前協議番号 **123456**)

工事日時の事前連絡	希望する <b>しない</b>	前日・当日	連絡先	需要(発電)者・工事店
調査希望時間帯	<b>フリー</b>	AM希望・PM希望		
調査時間帯の事前連絡	希望する <b>しない</b>	前日・当日	連絡先	需要(発電)者・工事店
鍵の場所	水道メーター <b>仮設BOX</b>	キ・BOX・その他		<b>NO. 1234</b>

電気工事設計書の提出方法	<b>調査時持参</b>	窓口持参・その他	(場所)
引込請負工事設計書の提出方法		受持店窓口・FAX・郵送・メール	(※委託工事の場合のみ記入ください)
発電設備などの設置	<b>あり ない</b>	種別 <b>太陽光</b>	ガスエンジン・燃料電池・水力・風力・バイオマス・その他
		定格出力	<b>20</b> kW 逆潮流 <b>あり ない</b>

現場設計の立会希望 (電気工事店・需要(発電)者・その他) ※立会いを希望する場合に記入してください。

立会者名	電話番号
------	------

調査時の立会い希望 (電気工事店・需要(発電)者・その他) ※立会いを希望する場合に記入してください。

立会者名 <b>テブコ電設(株) 鈴木</b>	電話番号 <b>012-345-6789</b>
-------------------------	--------------------------

引込工事を行う際の確認事項 ※引込工事を行う必要がある場合のみ記入してください。

道路横断	車道上5.0m以上 <b>ある</b>	ない・道路横断しない・該当なし	引込線は変圧器の引下線(高圧)側で	<b>ある ない</b> ・該当なし
	歩道上4.0m以上 <b>ある</b>	ない・道路横断しない・該当なし	引込箱の取付の有無	<b>ある ない</b> ・該当なし
建築物	屋上2.0m以上 <b>ある</b>	ない・屋上通過しない・該当なし	引込線が河川区域内に	<b>入る 入らない</b> ・該当なし
	屋側1.2m以上 <b>ある</b>	ない・該当なし	他人の敷地を通過	<b>する しない</b> ・該当なし
弱電流電線	0.6m以上 <b>ある</b>	ない・該当なし	ベランダや窓から容易に手が	<b>ふれる ふれない</b> ・該当なし
アンテナ・煙突	0.6m以上 <b>ある</b>	ない・該当なし	引込線取付金具は	<b>ある ない</b> ・該当なし
樹木	接触 <b>する しない</b> ・該当なし		計器の取付位置は1.8~2.2mの間で	<b>ある ない</b> ・該当なし
突き出し看板	0.4m以上 <b>ある ない</b> ・該当なし		計器の周囲に十分な作業スペースが	<b>ある ない</b> ・該当なし
計器の取付状況が以下のいずれかに (1)計器の全面1.5m以内に4階建て以上の建物がある (2)取付位置が ・地下、屋内、シャッターのある車庫の中である ・検針窓のない金属製計器箱である ・車道に面していない ・車道から約10m以上離れている			あてはまる <b>あてはまらない</b>	該当なし
分電盤にSB取付スペースが				<b>ある ない</b> 該当なし

低圧配電線への系統連系協議依頼票

東京電力パワーグリッド株式会社 殿

「自家発電設備等の低圧配電線との連系に関する契約要綱」を承認のうえ、次の発電設備等と東京電力パワーグリッド株式会社の電力供給設備を系統連系することを申し込むとともに協議を依頼します。

東京電力パワーグリッド記入欄

契約NO. 受付NO. 依頼受付 年 月 日 回答 年 月 日 署名

連系可否 可・否

発電設備等

太陽光	<input checked="" type="checkbox"/>
ガスエンジンコージェネレーション	<input type="checkbox"/>
燃料電池	<input type="checkbox"/>
その他( )	<input type="checkbox"/>

お書きの氏名 **東電 太郎** 様

お書きの番号

設置場所住所 **千代田区内幸町99-99-99**

〒 **03-9999-9999**

連絡先 (協議者) **テフコ電設(株) 分電 様**

(住所) 〒111-1111

〒 **03-1111-1111**

契約種別・容量

低圧電灯 単相 **3** 線式 **10** A・**kVA**

低圧電力 三相3線式 kW

連系希望日 希望日を平成 **22**年 **3**月 **1**日として具体的に別途協議する

連系申請書

郵送希望 (有・無) 郵送先 (住所) 〒 (名称) 〒

注1: 書類に必要で契約の条件、ご記入は必須です。  
注2: 緊急申請の場合、当社より運用申請書を発行しますので、捺印のうえ、速達郵便にて送付願います。

主任技術者または保守点検者等

外部委託(法人( )・個人( )・その他( ))]・統括・選任・兼任・許可・その他( ) (年 月 日 号)

(住所) 〒 (連絡先)

連系条件

定期消  (余剰電力売電希望(有・無)・無)

発電設備等概要①

種類	メーカー <sup>※1</sup>	型式 <sup>※1</sup>	AAA-AAAA
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光	〇〇〇〇		
<input type="checkbox"/> ガスエンジン			
<input type="checkbox"/> 燃料電池			
<input type="checkbox"/> その他			
容量 <sup>※1</sup>	<b>3.95</b> kW	(F) <sup>1</sup> -4出力 <sup>※2</sup> <b>395</b> W×並列 <b>5</b> 枚×並列 <b>2</b> 枚)	
		(F) <sup>2</sup> -4出力 <sup>※2</sup> W×並列 枚×並列 枚)	
インバータ・系統連系保護装置	メーカー	型式	BBB-BBBB
	〇〇〇〇		
電気方式	単相3線式	定格出力	<b>5</b> kW・kVA

注1: 発電時に、当該発電設備により発電した電力を非常用電源として使用するための機能です。

注2: 緊急申請書については、最新のパワーコンディショナに内蔵されています。

必ず定格出力をご記入ください。※緊急申請書における最大出力と推定している場合は、定格出力の記載のある資料をお願いいたします。

発電設備等概要②

種類	メーカー	型式	CCC-CCCC
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光			
<input type="checkbox"/> ガスエンジン			
<input type="checkbox"/> 燃料電池			
<input type="checkbox"/> その他			
容量 <sup>※1</sup>		(F) <sup>1</sup> -4出力 <sup>※2</sup> W×並列 枚×並列 枚)	
		(F) <sup>2</sup> -4出力 <sup>※2</sup> W×並列 枚×並列 枚)	
インバータ・系統連系保護装置	メーカー	型式	DDD-DDDD
電気方式	単相3線式	定格出力	kW・kVA

発電設備等の増設・新設計画

計画有無 有・無

実施時期 年 月 頃

記入上の留意事項: ※1 発電部分とインバータが一機の場合は、ご記入は不要です。  
※2 太陽光発電の場合のみ、ご記入願います。

保護機能の整定範囲および整定値一覧表 (太陽光発電設備)

1. 保護機能の仕様および整定値

保 護 機 能		申 請 整 定 値	
直 流 分 流 出 検 出	検 出 レ ベ ル	200 mA	
	検 出 時 限	0.5 s	

2. 保護リレーの仕様および整定値

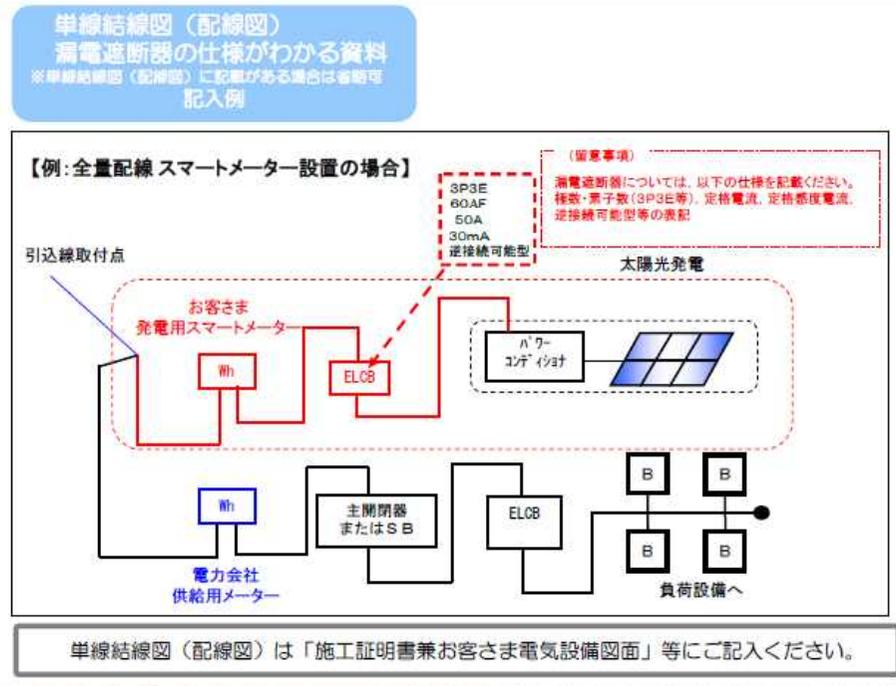
保 護 リ レ ー		申 請 整 定 値	整 定 範 囲
交流過電圧 OVR	検 出 レ ベ ル	115 V	110V~119V (1V ステップ)
	検 出 時 限	1.0 s	0.5s~2.0s (0.1s ステップ)
交流不足電圧 UVR	検 出 レ ベ ル	80 V	80V~95V (1V ステップ)
	検 出 時 限	1.0 s	0.5s~2.0s (0.1s ステップ)
周波数上昇 OPR	検 出 レ ベ ル	51.0 Hz	50.5Hz, 51.0Hz, 51.5Hz
	検 出 時 限	1.0 s	0.5s~2.0s (0.1s ステップ)
周波数低下 UFR	検 出 レ ベ ル	48.5 Hz	48.5Hz, 49.0Hz, 49.0Hz
	検 出 時 限	1.0 s	0.5s~2.0s (0.1s ステップ)
復電後一定時間の逆断装置投入阻止		150 s	150s, 300s
電圧上昇抑制機能	進相無効電力制御	109 V	107V~110V (0.5V ステップ)
	出力制御	109 V	107V~110V (0.5V ステップ)

3. 単独運転検出機能の仕様および整定値

検 出 方 式		申 請 整 定 値	整 定 範 囲
受動的 方式	電圧位相誤差 コ次高調波電圧急増 周波数変化率 ( )	検出レベル	6° 3°, 6°, 8°, 10°
		検出時限	0.5s以内 固定
		保持時限	5.0 s 固定
能動的 方式	周波数シフト スリップスト周波数シフト 有効電力変動 無効電力変動 ( )	検出レベル	±8 Hz 固定
		検出要素	周波数 固定
		解列時限	0.5 s ~ 1.0 s 固定

4. 備考

- 本資料については、当社より配布している様式へご記入いただくか、メーカー等から入手した同内容が記載された資料のご提出をお願いいたします。
- 当社様式へご記入いただく場合、「申請整定値」は、メーカー出荷整定値および系統連系規程を参考に記入ください。「整定範囲」は、認証証明書を参考に記入ください。



**認証証明書(写) 提出用紙例**

平成XX年XX月XX日

小型分散型発電システム用系統連系装置  
 認証証明書(最新版)

20XX年XX月XX日付け(受付番号P〇〇-〇〇号)で認証証明書最新版の申込みのありました下記の製品  
 小型分散型発電システム用系統連系装置等のJET認証業務規程第7条2項の規程により、下記のとおり発行  
 いたします。

記

認証取得者  
 住所 : 〇〇県△△△市×××町1-1  
 氏名 : 〇〇株式会社 △△△

認証製品製造者  
 住所 : 〇〇県△△△市×××町1-1  
 氏名 : 〇〇株式会社 △△△

認証製品を製造する工場  
 住所 : 〇〇県△△△市×××町1-1  
 工場名 : 〇〇株式会社 △△△

認証登録番号 : P-〇〇〇〇  
 認証登録年月日 : 平成XX年XX月XX日  
 有効期限 : 平成XX年XX月XX日  
 試験成績書の番号 : 〇〇JET〇〇号

認定通知書(写) 提出用紙例

経済産業省

東電 太郎 様 平成24年7月〇日

経済産業大臣 〇〇 〇〇

再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)

平成24年7月〇日付で提出があった標記申請については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、通知する。

記

発電設備区分	A:太陽光発電設備(10kW以上)
設備名称	東電太郎発電所
設備所在地	東京都千代田区内幸町99丁目99-99
発電事業者名	東電太郎
設備ID	A123456C13
発電出力	11kW
認定日	平成24年7月〇日

●再生可能エネルギーの固定価格買取制度における買取価格・買取期間の適用を受けるためには、設置する設備について経済産業大臣の認定を受ける必要があります。

【認定にかかる手続き・お問い合わせ窓口はこちら】

- ◆50kW未満の太陽光発電設備の場合  
インターネットにより、設備認定サポートシステム( <http://www.fit.go.jp/> )を通じて手続きいただけます。  
※インターネット環境をお持ちでない場合は以下の窓口へお問い合わせください。  
一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター(JP-AC)  
【電話】0570-03-8210 【受付時間】平日 9:20~17:20
- ◆その他の再生可能エネルギー発電設備の場合  
申請書類は以下までご郵送ください。なお、申請書類は関東経済産業局ホームページより入手いただけます。  
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課  
【住所】〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館8階  
【URL】[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/energykaitori/kaitori\\_setsubimintei.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/energykaitori/kaitori_setsubimintei.html)

※ご不明な点等ございましたら、以下へお問い合わせください。  
【資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室】  
【電話】0570-057-333 【受付時間】平日9:00~20:00 ※PHS、IP電話からは06-7636-2168へおかけください。

● 特例需要場所を設定する場合(P6の配線図のとおり、電気をご使用となっているご契約の他に再生可能エネルギー発電設備専用の引込線(全量配線)でご契約するケース)は、お申込みの際に認定通知書(写)のご提出が必須となります。

新增設申込み(スイッチング支援システムを介さない申込み)の送付ルールは以下の通りです。

## 【メール件名について】

- ・「メール件名に申込内容、小売電気事業者さま名のご記載をお願いいたします。  
(例) 【新增設申込】【関東パワー】

## 【申込に必要な資料について】

- ・必要な資料(6点セット)については、受電地点ごとにZIPファイルにまとめ、どの受電地点に関する資料かがわかるようなファイル名をご記載ください。

「連記式申込書のNo」+「発電者さま名称」

(例): 11-〇〇 〇〇添付書類一式.zip

- ・添付資料のファイル名を、必ず連記式申込書にご記入ください。

### 6点セット

- (Ⅰ) 技術協議票
- (Ⅱ) 低圧配電線への連系協議依頼票
- (Ⅲ) 保護機能の整定範囲および整定値一覧表
- (Ⅳ) 単線結線図(漏電遮断器の仕様を記載したもの)
- (Ⅴ) 小型分散型発電システム用系統連系装置認証証明書(※認証登録品の場合)
- (Ⅵ) 認定通知書